

# 千葉県森林整備事業実施要領等の運用について

最終改正：令和6年7月25日

森林環境保全直接支援事業、森林吸収源対策間伐促進事業、竹林拡大防止事業、森林緊急造成事業、被害森林整備事業、絆の森整備事業、保全松林緊急保護整備事業、サンプスギ林総合対策事業及び災害に強い森づくり事業の実施については、千葉県森林整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、千葉県森林整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）、サンプスギ林総合対策事業実施要領、災害に強い森づくり事業実施要領及び千葉県保全松林緊急保護整備事業実施要領（以下「保全松林要領」という。）に定めるもののほか、この規定により運用するものとする。

## 第1 事業区分の細則

- 1 実施要領第1の1の(5)「被害森林整備事業」を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5%以上の松林（天然林を含む）において実施ができるものとする。
- 2 「災害に強い森づくり事業」における協定においては、事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担の在り方を明記するよう努める。

## 第2 事業内容の細則

- 1 事業内容については、実施要領別表2によるほか、事業内容ごとに以下の各項のとおりとする。

### 2 人工造林、樹下植栽等

- (1) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
- (2) 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、実施要領第3の(1)の規定によるほか、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が10年以上のものとする。
- (3) 人工造林又は樹下植栽等に用いる苗木については、「山林用主要苗木の標準規格設定について」（昭和33年12月24日付け33林野造第16622号林野庁長官通知）に即し、県が定める規格に適合した優良なものを使用することを旨とする。
- (4) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実にはかかれていないと千葉県知事（以下「知事」という。）が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。
- (5) 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
  - ア 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30 $\text{m}^3$ 以上80 $\text{m}^3$ 以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1ha当たりおおむね100束以上の竹林）において行うものであること。
  - イ 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30 $\text{m}^3$ 以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以

下「気象害等」という。)による被害森林において行うもの又は保全松林緊急保護整備事業として行うものであること。

- (6) 特殊地拵え及び竹林拡大防止事業による竹林の伐採を実施した場合は、原則としてその実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
- (7) 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。
- (8) 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。
- (9) 補植は、人工造林により1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行えるものとする。

### 3 雪起こし

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施できるものとする。

### 4 倒木起こし

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。

### 5 枝打ち

枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。

### 6 除伐

- (1) 除伐において、不用木（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）を全て除去するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。
- (2) 実施要領第1の1の(4)「森林緊急造成」による除伐においては、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができるものとする。
- (3) 除伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐を実施していない場合に補助対象とする。

### 7 保育間伐・間伐

- (1) 保育間伐及び間伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 保育間伐及び間伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地にお

いて国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上 20%未満の伐採が行われた施行地については、この限りではない。

- (3) 実施要領第1の1の(5)「被害森林整備事業」及び「災害に強い森づくり事業」による保育間伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。
- (5) 間伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。

## 8 更新伐

- (1) 更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 更新伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上 20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- (3) 実施要領第1の1の(5)「被害森林整備事業」及び「災害に強い森づくり事業」による更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。
- (5) 更新伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。
- (6) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、伐採率はおおむね70%以下（ただし、森林法第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行う場合は、この限りではない。）の定性伐採を行うものとする。
- (7) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）とする。ただし、実施要領第1の1の(5)「被害森林整備事業」及び「災害に強い森づくり事業」による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。
- (8) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。
- (9) 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

## 9 衛生伐

衛生伐については、松くい虫による被害本数が対象地の被害が5%未満の激甚でない松林において行うものとする。

## 10 鳥獣害防止施設等整備

- (1) 鳥獣害防止施設等整備には、獣害防護柵のほか、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。
- (2) 鳥獣害防止施設等整備は、一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。
- (3) 獣害防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができるものとする。
- (4) 鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
  - ア 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。
  - イ 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。
- (5) 実施要領第1の1の(5)「被害森林整備事業」による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを補助対象とする。
- (6) 保全松林緊急保護整備による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、衛生伐以外により樹種転換を実施した森林において行われるものを補助対象とする。

## 11 林床保全整備

林床保全整備は、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

## 12 荒廃竹林整備

荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

## 13 森林作業道整備

- (1) 施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。
- (2) 実施要領別表2の「セ 森林作業道整備」の(ア)に規定する、「一定期間施業に先行して実施される」とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に実施されることであり、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。
- (3) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。

- (4) 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
- ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
  - イ 改良の内容については、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
  - ウ 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。
  - エ 当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。
- (5) 森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当すること。
- ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
  - イ 復旧の内容については、「森林作業道作設指針」第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

#### 14 森林保全再生整備

- (1) 森林保全再生整備を実施する鳥獣等による被害を受けた森林は、原則として、「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。
- (2) 鳥獣等による被害を受けた森林の保全再生に必要なと知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。
- (3) 鳥獣の捕獲・処分にあたっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

#### 15 絆の森整備事業

- (1) 搬出集積の範囲は、作業地点までを含むものとする。
- (2) 森林作業道整備については、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に一定期間先行して実施することができる。
- (3) 森林作業道整備については、事業実施後に当該森林作業道を管理する権原を有する者を書面において明らかにすることとする。
- (4) 実施要領別表1の4の3の付帯施設整備、同別表1の4の4の林内歩道等整備の補助金の算定は、類似の事業を参酌するものとし、絆の森整備事業として整合性を保つものとする。

### 第3 事業規模の細則

- 1 実施要領別表1の事業規模で定める「1施行地」とは、原則として接続する区域とする。
- 2 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とする。  
なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

- 3 水田跡地で行う人工造林においては、前項によらず1 施行地の面積は0.05ha 以上とする。
- 4 実施要領別表1の1「森林環境保全直接支援事業」及び「森林吸収源対策間伐促進事業」の事業規模で定める搬出材積（ha 当たり10 m<sup>3</sup>以上）には、間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。

#### 第4 事業主体等の細則

- 1 森林所有者のうち、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。
- 2 林業事務所長（以下「所長」という。）は、森林所有者の団体から補助金の交付申請があつた際は、森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。）の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。
  - (1) 規約の内容
  - (2) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容
  - (3) 施行地の森林所有者
- 3 所長は、森林所有者の団体が事業を実施する場合、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。
- 4 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備又は森林作業道整備の事業主体は、当該事業主体以外の事業主体が一体的に行うべき事業を実施する場合にも、補助対象とすることができる。
- 5 実施要領別表1の欄外（注1）における「寄付や分収林契約解除等により公有化した森林」は、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって10年以内に公有化した森林とする。
- 6 実施要領別表1の欄外（注3）における「自ら所有する森林」には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

#### 第5 維持管理

森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

#### 第6 特記事項

実施要領第1の1の(1)から(6)及び、「サンプスギ林総合対策事業」、「災害に強い森づくり事業」においては、以下によるほか、第7から第15を適用する。

- (1) 実施要領第3の1の(1)に定める「森林環境保全整備事業」の対象外国樹種の承認を受けるため申請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

なお、申請書には、関係する試験研究報告書等を添付するものとする。

  - ア 樹種名（品種名又はその他の当該樹種の形質を示す名称を含む。）
  - イ 植栽又は播種見込面積
  - ウ 1ha当たり植栽本数又は播種量
  - エ 1ha当たり事業費

オ 既往の植栽又は播種面積及び当該植栽又は播種による更新木の成育状況

カ 都道府県の技術的指導方針

キ その他知事が必要と認める事項

なお、次表に掲げる外国樹種を植栽又は播種を行う場合には、林野庁長官の包括承認があったものとして取り扱うものとする。

樹種
テーダマツ
カラマツ類
イチョウ

## 第7 事業の予定及び事業の確認等に必要な書類等について

知事は、事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、事業主体（事業主体になろうとする者を含む。）に対し、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を指導するものとする。

- (1) 知事は、必要に応じて、事業主体に当該事業年度に予定している事業の内容、事業量等を記載した事業予定調書等を提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図るものとする。
- (2) 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、事業実施前、事業実施中及び事業完了後の状況を撮影するものとする。  
また、撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとするほか、下刈りの施行地では、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、人工造林の施行地において、4回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。
- (3) 写真は黒板の文字が確認できるなど、適切な有効画素数を設定するものとする。なお、撮影に当たっては必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。
- (4) 間伐、更新伐については、伐採木の搬出状況、集積場所におけるはい積状況等を撮影するとともに、末口直径など検知野帳等と確実に照合できる写真データを必要に応じて提出するものとする。

## 第8 補助金の交付申請等について

- 1 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（特殊地拵えを含む。）、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して申請することができる。
- 2 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。
- 3 実施要領別表1の1の間伐及び更新伐に係る交付申請については、森林経営計画又は森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該森林経営計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内）の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。）を単位として行うものとし、当該

交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法
  - (2) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と実施要領第4の2の規定に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法
  - (3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、林業関係事業補助金交付要綱第3条第3項の規定に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法
- 4 事業主体は、複数の申請単位（前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、第9に定める交付申請に係る書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。
- 5 事業主体は、前項により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

## 第9 補助金交付申請書の作成及び提出について

- 1 実施要領第4に定める補助金の交付申請について、知事は、本事業に係る補助金交付申請書及び添付書類を以下に即して取り扱い、補助金申請事務の円滑化を図るものとする。
- 2 事業主体は、林業関係交付要綱第3条第1項に規定する補助金交付申請書を用いて、補助金の交付申請を行うものとする。ただし、補助金交付申請書の別紙事業内訳書については、第1号様式を使用するものとして差し支えない。なお、申請に当たっては、必要に応じて別表1で定める書類を添付すること。
- 3 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ事業主体に主要測点の復元を求め、検査するものとする。
- 4 間伐、更新伐に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。
- 5 事業主体は、前各項に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、事業主体はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するとともに、検査員の求めに応じて提出するものとする。
  - (1) 別表1の「平均胸高直径調査表」の調査野帳（オルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じた画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。（オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含む。）以下同じ。）等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。）
  - (2) 別表1のア、ク及びコの証明書等の証拠書類（「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整備第857号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下「標準単価設定通知」という。）第3の2のなお書を適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）
  - (3) 実施要領別表3の1の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書又は実施権配分計画（実施要領第4の2により、事業主体から委任を受けて補助金の交付申請を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）が補助金の交

付申請を行う場合はその写し。)

- (4) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類

## 第10 代理申請者への指導について

- 1 補助金の交付申請及び受領を代理申請者が行う場合は、第8の5、第9の各項の「事業主体」を「代理申請者」に読み替えるものとする。
- 2 知事は、代理申請者に対し次の指導を行うものとする。
  - (1) 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とすること。
  - (2) 代理申請者は、申請した補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いの遅延や他への流用をしないこと。
  - (3) 代理申請者が受領した補助金は、知事が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に関係するものは、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。
    - ア 補助金事務取扱手数料
    - イ 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金
    - ウ 当該施行地の森林保険料
- エ 実施要領別表1の1の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの
- (4) 代理申請者は、補助金事務取扱手数料について、原則として、補助金交付申請書(添付書類を含む。)の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図ること。

## 第11 補助金査定の細則

### 1 補助金額

- (1) 間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとめ(以下「査定単位」という。)ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積(施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。)の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。
- (2) 市町村(2の(5)を適用する場合は森林整備法人等を含む。)が請負に付して実行した事業の査定単位については、同項の(2)、(3)又は(5)により算定するものとする。
- (3) 査定単位の一部に、以下に掲げる間伐、更新伐又は一貫作業が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位、当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位又は当該一貫作業とその他の一貫作業の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。
  - ア 実施要領別表2の「更新伐」のうち、森林病虫害の被害拡大防止のため実施し、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積が100 m<sup>3</sup>を超えて実施した更新伐

- イ 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1 ha 当たりの伐採木の搬出材積が 10 m<sup>3</sup>に満たない間伐、更新伐又は一貫作業
- ウ 伐採方法が異なる間伐又は更新伐
- エ 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は一貫作業

## 2 査定係数

- (1) 事業のうち森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。
  - ア 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）
  - イ 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし又は倒木起こし
  - ウ 実施要領第 1 の 1 の (4) の「森林緊急造成」において除伐を実施した施行地で、その後気象害等の被害を受けた場合に不良木淘汰として実施する保育間伐及び更新伐
  - エ 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良
- (2) 実施要領別表 3 の 1 の (2) の (イ) 「森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの」には、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。
- (3) 以下のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。
  - ア 実施要領別表 1 の 1 の間伐及び更新伐のうち森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの
  - イ 実施要領別表 3 における「森林環境保全直接支援事業」の (3) の (ア) において査定係数 90 で実施する「人工造林及び樹下植栽等」の伐採造林届出書に基づいて行うもの
  - ウ 実施要領別表 3 における「森林環境保全直接支援事業」の (3) の (イ) において査定係数 90 で実施する「下刈り」等の施業代行者が実施するもの
- (4) 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。
  - ア 森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う場合
  - イ 隣接林班内で当該計画に基づいて行う場合
- (5) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 5 条第 1 項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に別表 1 の「経営計画意向確認書」を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。

- (6) 実施要領別表 1 の 1 の人工造林及び 3 の竹林の伐採、不要木・枯損木の除去のうち、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採において、事業主体が伐採造林届出書を提出しなかったことに際し事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出書を要しない場合とみなして扱うことができるものとする。

### 3 標準経費

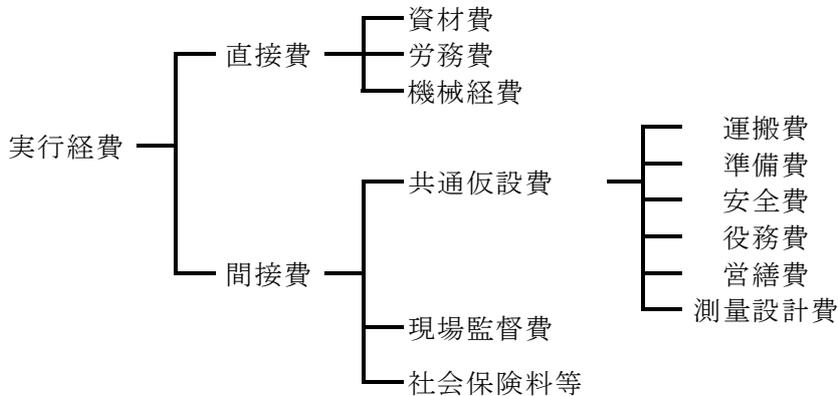
- (1) 知事は、実施要領第 6 の 1 の (3) に定める「標準経費」の算出に当たっては、実施要領に定めるところによるほか、調整率を乗じて求めることができる。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する 1 未満の係数とする。
- (2) 「標準経費」の算出に当たり、7 齢級以下の森林のみからなる施行地において、車輛系集材システムにより実施要領別表 2 の「間伐」を初めて行う場合、間伐方法にかかわらず、列状間伐に係る標準単価を用いて算定する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を 20% 未満とすることが適切と判断される施行地についてはこの限りでない。
- (3) 「標準経費」の算出に当たり、実施要領別表 2 の「間伐」の補助対象面積 1 ha 当たりの伐採木の搬出材積上限は、実施要領別表 2 の「間伐」に関わらず、90 m<sup>3</sup>/以下（令和 7 年 4 月以降は 80 m<sup>3</sup>以下）で知事の定める材積とする。
- (4) 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち次号により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、実行経費が標準経費より低い場合は実施要領第 6 の 1 の (3) の「標準経費」は「実行経費」と読み替えるものとする。
- (5) 県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち標準単価設定通知第 2 の 10 の (3) に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、以下のア及びイを加算した額又はウに査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあっては補助率を乗じて）求めるものとする。
- ア 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）に基づき算出される経費
- イ 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費
- ウ 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

(表) 第 11 の 3 の (4) から (5) について

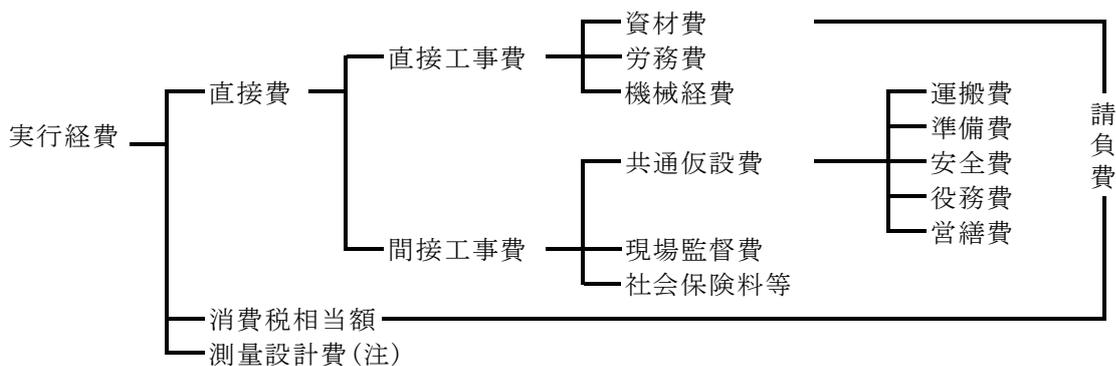
	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	市町村	標準経費	①と②のどちらか低い額 ①標準経費 ②実行経費 【3の(4)】
	その他事業主体		標準経費
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業道	市町村	設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 【3の(5)のア及びイ】	①と②のどちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費 【3の(5)のウ】
	その他事業主体		

(6) 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 林整整第 858 号林野庁森林整備部整備課長通知）に準ずるものとする。また、請負に付して実行する場合にあっては、設計積算要領に準ずることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

#### 4 事業量

- (1) 実施要領第6の1の(3)で定める「事業量」は、実際に作業を行った面積等とする。
- (2) 間伐、更新伐、一貫作業の施行地に係る事業量は、既設の森林作業道（「千葉県森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

#### 5 その他

- (1) 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、実施要領別表4に定める対象経費以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めることができる。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立又は変更するものとする。
- (2) 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付することができる。この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

#### 第12 補助金の交付決定等について

- 1 知事は、第11の1の(1)に係る補助金の交付決定及び額の確定を行った時は、事業主体（代理申請者が申請を行った場合は代理申請者）に対し査定単位ごとの補助金の額を通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める場合は、事業の完了前に補助金交付申請額の一部を概算払によって交付することができる。

#### 第13 補助金の交付に当たって付すべき条件等について

- 1 知事は、補助金の返還に当たっては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）に基づき行うものとする。
- 2 実施要領別表1の1の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。
- 3 実施要領第8の1の(7)の「当該一体的に実施すべき事業」は、国の森林環境保全整備事業とし、他の国庫補助事業を含まないものとする。

#### 第14 補助金の経理等について

- 1 事業主体は、補助金の交付申請に係る書類及びその証拠書類について、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年又は10年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその証拠書類を整備するものとする。
  - (1) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（別記様式1の例による。）
  - (2) 施行地ごとの施行台帳（別記様式2の例による。）
  - (3) 補助金及び経費明細書（別記様式3の例による。）なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書（別記様式4の例による）を森林所有者等に通知するものとする。

- 2 実施要領第4の2により、代理申請者が補助金の交付申請及び受領を行う場合、前項の書類の整備は、代理申請者が行うこととする。
- 3 前二項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、台帳等のうち、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### 第15 受託事業に係る経費の透明化について

知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、次の指導を行うものとする。

- (1) 事業前に経費の見込み（別記様式5の例による。）を森林所有者に示すこと。
- (2) 事業終了後に速やかに当該経費の明細書等（別記様式6の例による。）を森林所有者に報告すること。

#### 第16 その他

- 1 事業主体は、請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとする。
- 2 この規定に基づき知事に提出する書類は、原則として所轄林業事務所長を経由するものとする。
- 3 この規定の改正日以前に処理された書類の様式は、従前のもので差し支えないものとする。

別表 1

添付書類	様式例	備考
ア 事業内訳書	林業関係交付要綱 第1号様式の別紙 又は、様式第1号	
イ 位置図		2万5千分の1地形図又はこれに準ずるもの
ウ 施業図・測量野帳	第2号様式	
エ 森林作業道整備線形図		森林作業道整備を実施する場合。 縮尺5千分の1の森林計画図その他の地形が判読できる図面に開設又は改良を行った森林作業道の線形、延長、標準断面図及び標準設計を適用した部分並びに当該部分について適用した標準断面図及び標準設計を記載したもの。 施業図に必要な事項を記載したもので可。
オ 森林作業道復旧理由説明書		森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料 (森林作業道の復旧を実施する場合に限る)
カ 森林作業道チェックリスト		
キ 現地写真		第7により撮影された写真。 なお、施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像等を提出する場合は、イからエまでの書類について省略することができるものとする。なお、4回目以降の下刈りは、あわせて、下刈りの必要性を証するに足る現地写真を添付すること。
ク 搬出材積集計表	第3号様式	搬出集積を伴う保育間伐、間伐及び更新伐を実施した場合。
ケ 平均胸高直径調査表	第4号様式	
コ 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表	第5号様式	直営施行等であって、年度当初に当該事業にかかわる現場労働者の社会保険等の加入状況を一括して確認できる場合等にあっては添付を省略することができる。
サ 委任状	第6号様式	林業関係交付要綱第3条第3項、第7条2項、10条の規定により交付申請、交付請求及び受領を委任された場合。
シ 森林経営計画意向確認書		補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類（特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて事業が実施される場合に限る。）。
ス 受委託契約書又は請負契約書の写し		事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。
セ 実行経費内訳書		市町村が請負に付して実行した事業、森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。
ソ 分収林契約等の写し		分収林契約が締結されている場合に限る。
タ 森林所有者等との森林整備		森林緊急造成事業、被害森林再生事業、サンブスギ林総合対策事業、災害に強い森づくり事業に限

	に関する協定書等の写し		る。ただし、事業主体が自ら所有する森林において事業を実施する場合は除く。
チ	伐採造林届出書等の写し		伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等。
ツ	施業実施協定書及び団体規約の写し		事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
テ	安全チェックシート		「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。）に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を提出すること。 なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。 ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。 また、絆の森整備事業を実施する場合は任意とする。
ト	環境負荷低減チェックシート	第7号様式	提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。
ナ	森林整備事業補助金事務取扱手数料率報告書		委任状により交付申請等を委任された者が、事務取扱手数料を定める場合。
ニ	納税対応状況申出書	第8号様式	事業主体が消費税法に定める個人事業者及び法人の場合。
ヌ	誓約書及び役員等名簿	林業関係交付要綱参考様式	電子申請の場合は、申請者が原本（誓約書・役員名簿）保管すること。
ネ	森林所有者一覧表	第9号様式	
ノ	標準地調査野帳	千葉県森林整備事業実施要領第2号様式	事前調査を実施し、特殊地拵えや更新伐等を実施する場合。
ハ	竹林拡大防止事業調査野帳	千葉県森林整備事業実施要領第3号様式	事前調査を実施し、竹林拡大防止事業を実施した場合。
ヒ	その他		その他事業主体の要件、事業を実施する権原を示す計画書、協定書、契約書、同意書等の写し

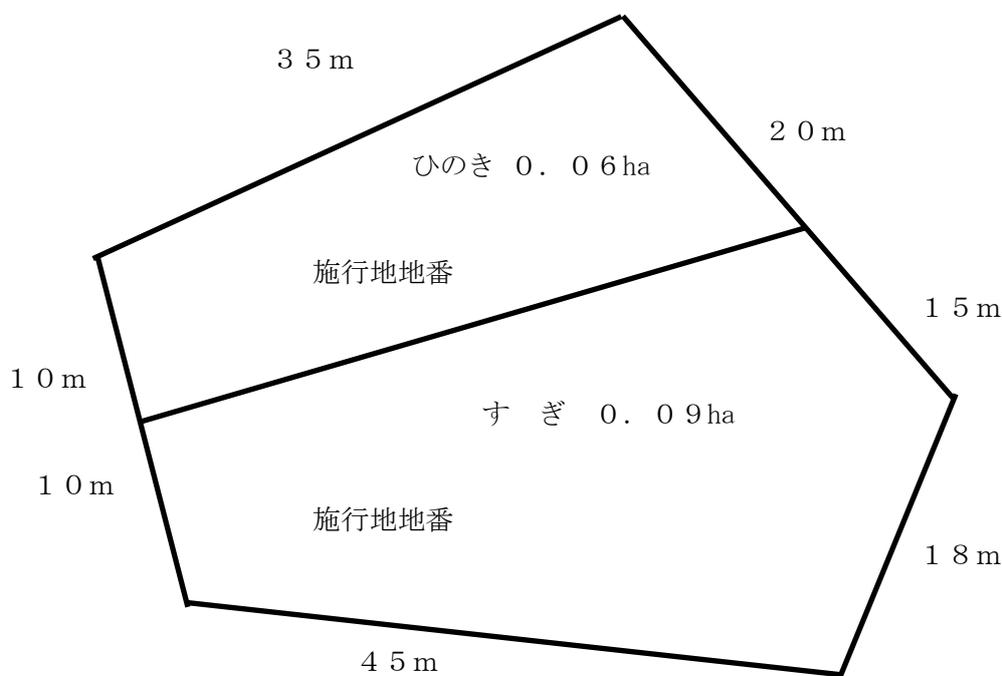


# 施 業 図 (例)

(番号)

(注)番号は、交付申請書の事業内訳書番号と一致させること。

- 1 事業者氏名
- 2 施行地地番
- 3 面 積



縮尺 =  $\frac{1}{500}$

※間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。  
※測量野帳を添付すること

第3号様式

保育間伐・間伐・更新伐 搬出材積集計表

番号	施行地	面積 (ha)	搬出材積 (m <sup>3</sup> )	証明書等	搬出方法
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					
1 ha当り搬出材積					

(注)

- 1 本表は森林経営計画又は特定間伐等促進計画毎に作成すること。なお、協定による場合は申請毎に作成するものとする。
- 2 「証明書等」欄には、搬出材積が確認できる書類（納品伝票、現地検測野帳等）を記入する。
- 3 「搬出方法」欄には車両系・架線系等を記入する。

第4号様式

平均胸高直径調査表(例)

樹種・林齢 スギ 30年生

標準地		①	②	③	④	⑤	⑥	本数計	直径合計
胸高直径									
6	本数							0	0
8	本数		1					1	8
10	本数	1						1	10
12	本数	5	2					7	84
14	本数	2	3	1				6	84
16	本数	4	5	4				13	208
18	本数	2		4				6	108
20	本数	1	2	3				6	120
22	本数		1	1				2	44
24	本数			1				1	24
26	本数							0	0
28	本数							0	0
30	本数							0	0
32	本数							0	0
34	本数							0	0
36	本数							0	0
38	本数							0	0
40	本数							0	0
合計	本数	15	14	14	0	0	0	(B) 43	(A) 690

平均胸高直径 : (A) 690cm ÷ (B) 43本 = 16.05cm

※調査表の証拠書類は、補助金交付申請書への添付は任意とする。(ただし、これらの書類は、事業主体が保管すべき補助金交付申請関係書類である。)

第5号様式

社会保険等の加入状況調査表

番号	作業者名	加入保険						計	直営 請負	雇用 形態	備考
		労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年 金保険	退職金共済制度					
						中小企業退職金 共済制度以外	中小企業退職金 共済制度				
○点	○点	○点	○点	○点	○点						
1											
2											
3											
4											
5											
						合計					
						平均					

社会保険料等加算率

平均点数	加算率
○点以上○点未満	○%
○点以上○点未満	○%
○点以上○点未満	○%
○点以上	○%

※点数及び加算率等は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」によるものとする。



第6号様式の2

(受任者が森林組合長の場合の復委任)

## 委任状及び精算依頼書

私は、申請者からの委任に基づき千葉県森林組合連合会長 \_\_\_\_\_ を複代理人と定め次の1の事項を委任します。

なお、あわせて補助金受領の際、下記2の代金を精算されるよう依頼します。

1 当組合申請にかかる \_\_\_\_\_ 年度森林整備事業補助金の支払いを千葉県知事に請求し、及び千葉県知事から受領すること。

2 精算代金

(1) 森林整備事業補助金事務取扱手数料

(2) 申請にかかる施行地に対する森林保険料

年 月 日

千葉県森林組合連合会長

様

代理人

森林組合長

第6号様式の3  
(申請者が森林組合長の場合)

## 委任状及び精算依頼書

私どもは、千葉県森林組合連合会長 \_\_\_\_\_ を代理人と定め次の1の事項を委任します。

なお、あわせて補助金受領の際、下記2の代金を精算されるよう依頼します。

- 1 当組合申請にかかる \_\_\_\_\_ 年度森林整備事業補助金の支払いを千葉県知事に請求し、及び千葉県知事から受領すること。
- 2 精算代金
  - (1) 森林整備事業補助金事務取扱手数料
  - (2) 申請にかかる施行地に対する森林保険料

年 月 日

千葉県森林組合連合会長 \_\_\_\_\_ 様

申請者

森林組合長

環境負荷低減チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける)	素材生産/造林・保育/その他 ( )
記入日	年 月 日

具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
4-	生物多様性への悪影響の防止	
4-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
4-(2)	下流域への土砂流出防止等による水質汚濁防止に努める。	
5-	環境関係法令の遵守等	
5-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
5-(2)	みどりの食糧システム戦略の趣旨の理解に努める。	
5-(3)	林業機械などの装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
5-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

納 税 対 応 状 況 申 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者名

年度森林整備事業補助金の交付申請にあたり、消費税法の納税対応について下記のとおり申出します。

記

納税対応 (予定)		該 当 事 項	
1 免税事業者			
2 簡易課税事業者			
3 一般事業者			
	1) 課税売上割合 95%以上		
	2) 課税売上割合 95%未満		
	ア 一括比例配分方式		
	イ 個別対応方式	(7) 課税売上対応	
		(4) 共通売上対応	
		(9) 非課税売上対応	
4 公共法人等 特定収入割合 5%	を超える		
	以下		

(注) 該当欄に○を記入する。



別記様式1

収入及び支出を明らかにした帳簿

申請単位番号	年月日	摘要	収入	支出	差引額	備考
			円	円	円	

注1：「摘要」欄には、収入（支出）先を記入する。

注2：「備考」欄に事項（苗木代、肥料代等）を記入する。





別記様式4

〇〇年度（第〇期）補助金及び経費通知書

事業主体 〇〇 〇〇 殿

代理人 〇〇森林組合  
組合長 〇〇 〇〇

申請の委任があった〇〇年度（第〇期）森林環境保全整備事業（造林関係）補助金について、今回補助金額が決定、交付されました。つきましては、依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上、配付することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

〇〇年度第〇期 交付額 \_\_\_\_\_ 円

2 精算額

(1) 事務取扱手数料 \_\_\_\_\_ 円

(2) 〇〇〇の立替代金 \_\_\_\_\_ 円

(3) 森林保険料 \_\_\_\_\_ 円

計 \_\_\_\_\_ 円

3 差引支払額

\_\_\_\_\_ 円

4 配付方法

〇年〇月〇日、〇〇銀行貴殿預金口座に振り込みました。

(現金交付の場合は、「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日の〇時から〇時の間に、  
印鑑を持参の上、必ずご本人が〇〇までお出かけください。」とする。) 本状及び

5 交付条件

別記様式 5

見積書 (例)

森林 現況	面積	ha	樹種	林齢	年生	成立 本数	本 本/ha	立木 材積	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /ha
施業 内容	伐採 率	%	伐採 本数	本 本/ha	搬出 材積	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /ha	作業道 開設	m	

事業費内訳

調査・選木	面積	ha × 単価	円/ha	①	
作業道設計	m × 単価	円/m × 負担割合	%	②	
伐 採	除伐・切捨て	面積	ha × 単価	円/ha	
	伐倒	本数	本 × 単価	円/本	
	造材	搬出材積	m <sup>3</sup> × 単価	m <sup>3</sup> /ha	
	集材	搬出材積	m <sup>3</sup> × 単価	m <sup>3</sup> /ha	
	小計			③	
作 業 道 開 設	開設	延長	m × 単価	円/m	
	資材 1	構造物	個 × 単価	円/個	
	資材 2	構造物	個 × 単価	円/個	
	資材 3	構造物	個 × 単価	円/個	
	負担割合	④～⑦の計	円 × 負担割合	%	⑧
機械回送	台数	台 × 単価	円/台 × 負担割合	%	⑨
直接事業費計	①②③⑧⑨の計			⑩	
諸経費	⑩	×	%	⑪	
手数料	⑩⑪の計	×	%	⑫	
消費税	⑫の 8 %			⑬	
事業費計	⑩～⑬の計			⑭	

補助金

造林補助金	事業名 ( )	ha
作業道開設補助金	事業名 ( )	m
計		⑰

森林保険料

保険料 (1 年分)	面積	ha × 単価	円/ha	⑱
------------	----	---------	------	---

精算額	⑭ - ⑰ + ⑱
-----	-----------

現況写真

施業地図面

注1: 森林の状況(施業の必要性)、施業内容、目標林型、次回の施業方針を説明する

注2: ほかの施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する

別記様式6

精算書 (例)

殿

〇〇森林組合  
組合長 〇〇 〇〇

下記について、別紙のとおり経費を精算しました。

契約締結 年月日	年月日			工期	着工 年月日			完了 年月日			
所在地	市町村	大字・字		地番	林班	小班	枝番	所有者			
森林 現況	面積	ha	樹種	林齢	年生	成立 本数	本	立木 材積	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /ha	m <sup>3</sup>
施業 内容	伐採 率	%	伐採 本数	本	搬出 材積	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /ha	作業道 開設	m	m	m

(別紙)

事業費内訳

調査・選木	面積	ha×単価	円/ha	①	
作業道設計		m×単価	円/m × 負担割合	%	②
伐採	除伐・切捨て	面積	ha×単価	円/ha	
	伐倒	本数	本×単価	円/本	
	造材	搬出材積	m <sup>3</sup> ×単価	m <sup>3</sup> /ha	
	集材	搬出材積	m <sup>3</sup> ×単価	m <sup>3</sup> /ha	
	小計				③
作業道開設	開設	延長	m×単価	円/m	④
	資材 1	構造物	個×単価	円/個	⑤
	資材 2	構造物	個×単価	円/個	⑥
	資材 3	構造物	個×単価	円/個	⑦
	負担割合	④～⑦の計	円×負担割合	%	⑧
機械回送	台数	台×単価	円/台 × 負担割合	%	⑨
直接事業費計	①②③⑧⑨の計				⑩
諸経費	⑩	×	%	⑪	
手数料	⑩⑪の計	×	%	⑫	
消費税	⑫の 8%				⑬
事業費計	⑩～⑬の計				⑭

補助金

造林補助金	事業名( )	ha	
作業道開設補助金	事業名( )	m	
計			⑰

森林保険料

保険料(1年分)	面積	ha×単価	円/ha	⑱
----------	----	-------	------	---

精算額	⑭－⑰＋⑱	
-----	-------	--

現況写真



施業地図面



注1: 森林の状況(施業の必要性)、施業内容、目標林型、次回の施業方針を説明する

注2: ほかの施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する